

## 公益社団法人川崎市医師会定款

### 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人川崎市医師会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会及び神奈川県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚及び医学の研究に関する事項
- (2) 公衆衛生の啓発指導に関する事項
- (3) 地域における保健、医療、福祉の推進に関する事項
- (4) 保険医療の充実に関する事項
- (5) 医業経営の改善に関する事項
- (6) 医師の生涯研修に関する事項
- (7) 会員の福祉、相互扶助に関する事項
- (8) 災害時及び緊急時における医療救護に関する事項
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、神奈川県において行う。

### 第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会の会員は、代議員会が認める川崎市各区内に主たる事務所が所在する医師会及び大学医師会（以下「所属区医師会」という。）に所属する医師であって、川崎市内の医療機関で就業している者で、本会の設立の趣旨に賛同した者とする。

2 川崎市内の医療機関に就業しなくなったことにより前項に規定する会員に該当しなくなった医師又は所属区医師会に所属する医師であって川崎市内に所在する神奈川県若しくは川崎市の行政機関に勤務している者は、理事会の承認を得て会員になることができる。

3 本会の会員は、同時に本会が認める神奈川県医師会及び日本医師会の会員である者とする。

(入会)

第7条 本会の会員となろうとする者は所定の様式により入会の届出をしなければならない。

2 前項の届出があったときは、理事会はその資格を審査して承認を決定する。

3 就業所、住所その他入会時に届けた事項に変更を生じた者は、所定の様式により届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、理事会がその再入会を承認することができる。

(会員の理念)

第8条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持しなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会費及び負担金)

第11条 会員又は会員になろうとする者は、代議員会において定める入会金、会費及び負担金（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

(任意退会)

第12条 会員は、退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(会員の制裁)

第13条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
  - (2) 本会の定款若しくは議決に違反し、又は本会の秩序を乱したとき
  - (3) その他正当な事由があるとき
- 2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。
  - 3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。
  - 4 除名は、代議員会の決議を経て行う。
  - 5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は当該会員に対しその旨を通知するとともに、その氏名及び処分事由を日本医師会、神奈川県医師会及び所属区医師会に通知しなければならない。
  - 6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。
  - 7 第1項の規定にかかわらず、代議員の除名については、第21条第2項をもって行う。

(資格の喪失)

第14条 第12条及び前条第4項に規定する場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由がなく第11条に定める会費等の支払義務を1年以上履行せず、かつ、催告に応じないとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 医師でなくなったとき
- (4) 日本医師会、神奈川県医師会、所属区医師会のいずれかを退会したとき

(抛出金品の不返還)

第15条 前3条の場合において、会員が既に納入した会費等は、これを返還しない。

(報告、発表及び意見具申)

第16条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業に関して意見を述べるることができる。

(表彰)

第 17 条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、これを表彰することができる。

#### 第 4 章 代議員及び予備代議員

(社員)

第 18 条 本会の社員（法人法第 11 条第 1 項第 5 号に規定する社員をいう。以下同じ。）は、代議員をもってこれにあてる。

- 2 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙に必要な規程は、理事会において定める。
- 3 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 代議員の定数は 105 名とし、所属区医師会において第 2 項の選挙を実施し、当該所属区医師会における会員総数に比例して按分した数の代議員を選出する。
- 5 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- 6 第 2 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、3 月に実施する。

(任期)

第 19 条 代議員の任期は、選任後最初に到来する 4 月 1 日より 2 年間とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は理事若しくは監事の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条又は第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。
- 3 代議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお代議員としての権利義務を有する。

(予備代議員)

第 20 条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。

- 2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。
- 3 第 18 条第 4 項（代議員の員数）、第 19 条第 1 項及び第 3 項（代議員の任期）、第 18 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項（代議員の選出）並びに第 21 条（代議員の資格の喪失）の規定は、予備代議員について、準用する。

(代議員の資格の喪失)

第 21 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

- 2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議により、代議員を除名させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の 1 週間前までに、理由を付して除名に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
  - (1) 第 14 条の規定による会員資格の喪失
  - (2) すべての代議員の同意

#### 第 5 章 代議員会

(構成等)

第 22 条 本会に、すべての代議員によって構成される代議員会を置く。

- 2 代議員会は、定時代議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時代議員会として必要がある場合に開催する。
- 3 第 1 項の代議員会をもって、法人法上の社員総会とし、前項の定時代議員会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

- 第 23 条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対して、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。
  - 3 代議員会を招集するには、代議員会の日より 1 週間前までに、代議員に対して招集通知を発するものとする。ただし、代議員会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに招集通知を発するものとする。
  - 4 前項に関わらず、代議員会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

- 第 24 条 代議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員規程の変更
  - (2) 会費等の額
  - (3) 会員及び代議員の除名
  - (4) 役員を選任及び解任
  - (5) 会長及び副会長の選定及び解職
  - (6) 役員報酬等の額及び役員に対する報酬等の支給の基準
  - (7) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
  - (8) 定款の変更
  - (9) 事業の全部又は一部の譲渡
  - (10) 解散及び残余財産の帰属
  - (11) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

- 第 25 条 代議員会に議長及び副議長各 1 名を置く。
- 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選出する。
  - 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。
  - 4 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。
  - 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

- 第 26 条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。
- 2 前項の規定により就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決権)

- 第 27 条 代議員会における議決権は、代議員 1 名につき各 1 個とする。

(決議)

- 第 28 条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員又は代議員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。
  - 4 代議員は、第 20 条第 2 項の規定により、予備代議員に議決権を行使させることができる。
  - 5 理事会において代議員会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、代議員会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第 29 条 理事又は代議員が代議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(代議員会の議決事項の通知)

第 30 条 会長は、代議員会で決議した事項を、速やかに会員に知らせなければならない。

(代議員会への出席発言)

第 31 条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(議事録)

第 32 条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び副議長は、前項の議事録に記名押印する。

(代議員会の議事規則)

第 33 条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て別に定める。

(神奈川県医師会代議員の選出)

第 34 条 神奈川県医師会の代議員及び予備代議員を選出するため、神奈川県医師会の規定により、代議員会で選挙を行う。理事又は理事会は、神奈川県医師会代議員及び予備代議員を選出することはできない。

## 第 6 章 役員

(役員)

第 35 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 20 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 36 条 役員は、代議員会の決議によって、代議員以外の会員の中から選任する。但し、監事のうち 1 名は、会員以外から選任できるものとする。

2 会長及び副会長は、代議員会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 37 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 38 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第 39 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間とする。
  - 3 理事又は監事がこの定款に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 40 条 理事又は監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 41 条 役員に対しては、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うのに要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除等)

- 第 42 条 本会は、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を免除する場合においては、法人法第 112 条の規定については、社員を会員と読み替えて適用する。
- 2 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
  - 3 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間で、法令に定める要件に該当する場合には、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 理事会

(構成)

- 第 43 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

- 第 44 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 3 理事会を招集する場合には、理事会の日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

(権限)

- 第 45 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督

(議長)

- 第 46 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち互選により選定された者が理事会の議長となる。

(決議)

第 47 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会への出席)

第 48 条 代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(決議及び報告の省略)

第 49 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事又は監事が、役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

3 前項の規定は、第 37 条第 4 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 50 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 51 条 本会の運営に関し、業務を円滑に処理するため、理事会の決議に基づき委員会を置くことができる。

2 委員の任免は会長が行う。但し、委員長任免は、理事会の決議を経て会長が行う。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 裁定委員会

(裁定委員会の設置)

第 52 条 本会に、裁定委員会を置く。

2 前項の裁定委員会は、前章に定める委員会とは別の機関とする。

(構成等)

第 53 条 裁定委員会は、裁定委員 8 名以内をもって構成する。

2 裁定委員は、本会会員の中から代議員会において選任するものとする。

3 裁定委員の任期は、第 39 条第 1 項の役員任期の規定を準用する。

4 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

5 裁定委員は、本会の理事、監事、代議員（予備代議員を含む。）、所属区医師会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定委員以外から選任するものとする。

(裁定委員会の職務)

第 54 条 裁定委員会は、次の事項について裁定を行う。

(1) 会員相互間の紛議に関する事項

(2) 第 7 条第 4 項（除名者の再入会）に規定する会員の再入会に関する事項

(3) 第 13 条第 6 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項

(4) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

(5) 各所属区医師会相互間の紛議に関する事項

2 前項第 1 号から第 4 号までの裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(規則)

第 55 条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て別に定める。

## 第 10 章 顧問

(顧問)

第 56 条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、当該顧問を委嘱した会長の任期と同じとする。

4 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

## 第11章 事務局及び職員

### (事務局)

第57条 本会に事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長が行う。但し、重要な職員の任免は理事会の承認を経て会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 団体契約及び建議

### (団体契約)

第58条 本会は、公衆衛生上必要な医療及び保健指導について、団体契約を締結することができる。

### (建議)

第59条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁に建議することができる。

## 第13章 資産及び会計

### (経費の充当)

第60条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充当する。

### (事業年度)

第61条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第62条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、理事会の承認を受けた後、代議員会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に及びその写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第63条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所にその写しを3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 役員の名簿
    - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - 3 定款を主たる事務所及び従たる事務所に、また、会員及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿並びに会員及び代議員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
  - 5 貸借対照表は、定時代議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 64 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号に規定する書類に記載するものとする。

#### 第 14 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 65 条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 66 条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 67 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第 68 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

#### 第 15 章 公告

(公告)

第 69 条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

#### 第 16 章 補則

(委任)

第 70 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 61 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 前 2 項に定める公益社団法人設立の登記を行ったとき現に裁定委員である者は、第 53 条の規定により選任された裁定委員とみなす。但し、その任期は従前のおりとする。

4 本会の最初の会長は高橋章、副会長は木村美根雄、宮川弘一、岡野敏明とする。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日一部改正）

1 この定款の変更は、即日施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 3 日一部改正）

1 この定款の変更は、即日施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日一部改正）

1 この定款の変更は、即日施行する。